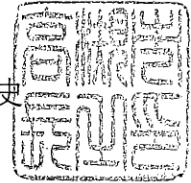


高 都 都 第 9 6 4 号
平 成 2 6 年 1 0 月 2 7 日

高槻市都市計画審議会 会長 様

高槻市長 濱 田 剛 史



北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）について（付議）

みだしのことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

北部大阪都市計画公園の変更（高槻市決定）

都市計画公園に5・5・207-2号 安満遺跡公園 を次のように追加する。

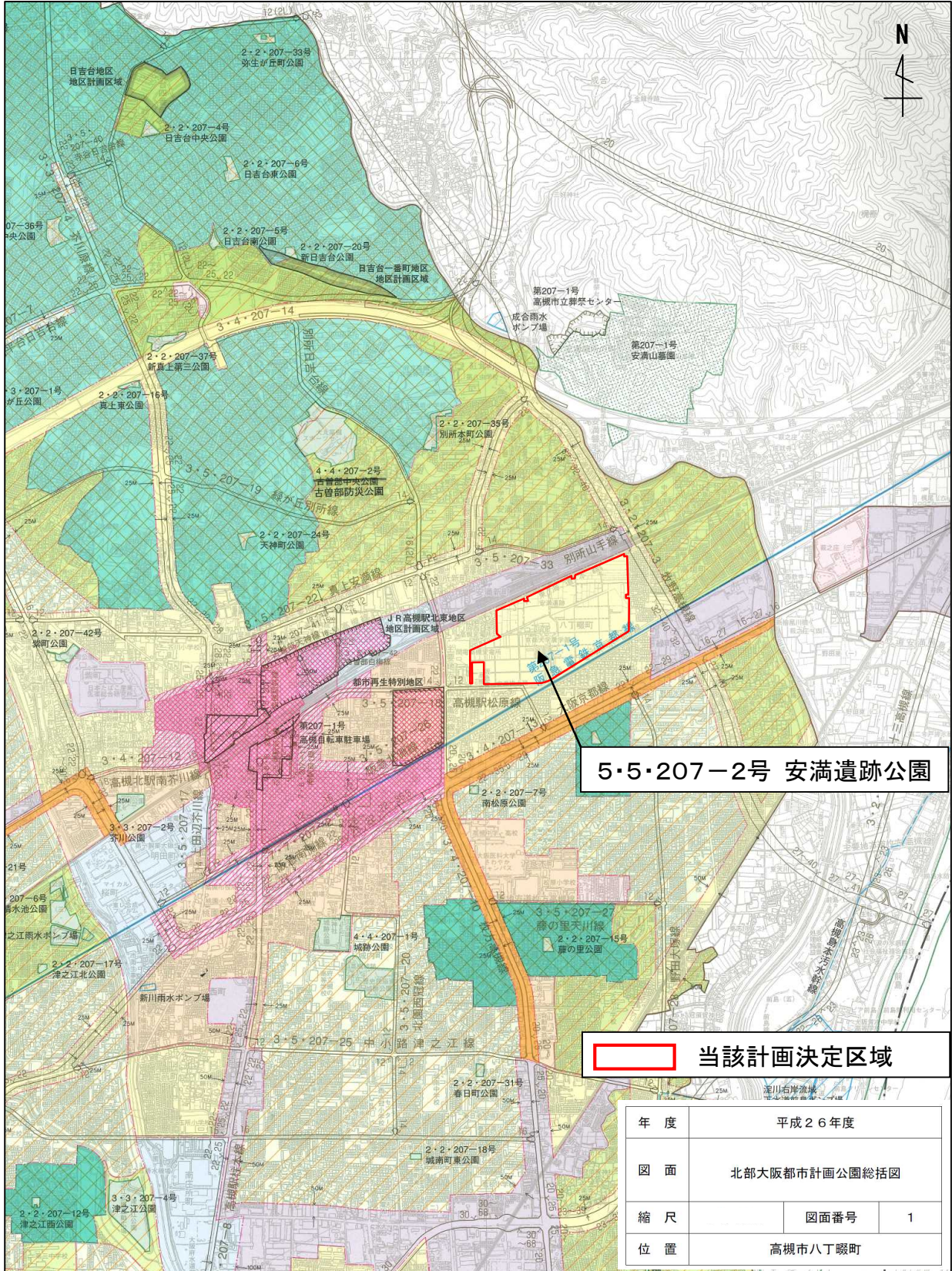
種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園			
総合公園	5・5・207-2	安満遺跡 公 園	高槻市 八丁畷町地内	約 20.9ha	園路・広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 運動施設 教養施設 便益施設 管理施設

「区域は計画図のとおり」

変更の理由

当該地においては、国史跡である安満遺跡を保存・活用するとともに、中心市街地に近接する広大なオープンスペースという特性を活かし、防災機能を確保しつつ、みどり豊かな憩いの空間を確保するため、新たに都市計画公園として位置づけるものである。

北部大阪都市計画公園総括図



5.5.207-2号 安満遺跡公園

当該計画決定区域

年度	平成26年度		
図面	北部大阪都市計画公園総括図		
縮尺	図面番号	1	
位置	高槻市八丁畷町		

5・5・207-2号 安満遺跡公園 計画図

